

# チケットの高額転売が禁止に ～6月14日から 『チケット不正転売禁止法』 がスタート～

消費生活  
相談室

音楽コンサートや演劇、スポーツイベントなどのチケットの不正転売を禁止する「特定興行入場券の不正転売の禁止等に関する法律」(略称「チケット不正転売禁止法」)が、本年6月14日(金)から施行されます。

これによって、日時や場所、座席(または入場資格者)が指定され、不正転売の禁止が明記されたチケット(QRコードやICカードを利用した電子チケットも含む)を、主催者の同意がないまま、販売価格よりも高い値段で転売したり、転売目的で譲り受けたりすることが禁止されます。

違反者には1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、または両方が科されます。

## 【規制の対象となるチケット】

- ①興行の日時・場所、座席(または入場資格者)が指定されたもので
- ②興行主の同意のない有償譲渡を禁止することを明示し、そのことが券面(電子チケットは映像画)に記載され

③入場資格者または購入者の氏名と連絡先(電話番号やメールアドレス等)を確認する措置が講じられ、そのことが券面に記載されているもの

※招待券などの無料で配布されたチケット、転売を禁止する旨の記載がないチケット、販売時に購入者または入場資格者の確認が行われていないチケット、日時の指定のないチケットなどは、対象外となります。

## 【禁止される行為】

- ・規制対象のチケットを不正転売すること
- ・不正転売を目的として、規制対象のチケットを譲り受けること

## 【チケットを転売するとき、転売チケットを買うときの注意点】

☆規制対象のチケットを転売するとき  
は、正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう

チケットを購入した公演などに行けなくなつた場合は、興行主や、興行主から許可を得た正規(公式)のリセール

サイトを通じて、定価で転売することが可能です。

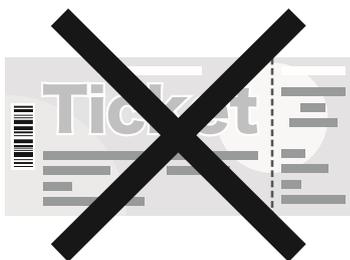
☆転売チケットを買うときも、正規(公式)のルートで買いましょう

チケットを定価で買えるだけでなく、公演中止・延期の補償も受けられます。

☆サイト運営事業者の所在地、連絡先などが明示されていることを必ず確認しましょう

公式サイトであるかのような表示をしている偽のサイトもありますので注意しましょう。

☆チケットの価格だけでなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルール、転売条件などを確認しましょう



不正転売禁止